

薬局・薬剤師の夜間・休日対応

○ 地域における薬局の夜間・休日対応としては

- ①地域の夜間・休日の診療にあわせて対応したり、夜間・休日に来局する患者に対応する調剤応需体制
 - ②かかりつけ薬剤師として、かかりつけとしている患者からの相談等に対応する体制
 - ③計画訪問している在宅・施設で療養を受ける患者の体調急変時等に対応する調剤・訪問体制
- といったことが想定される。

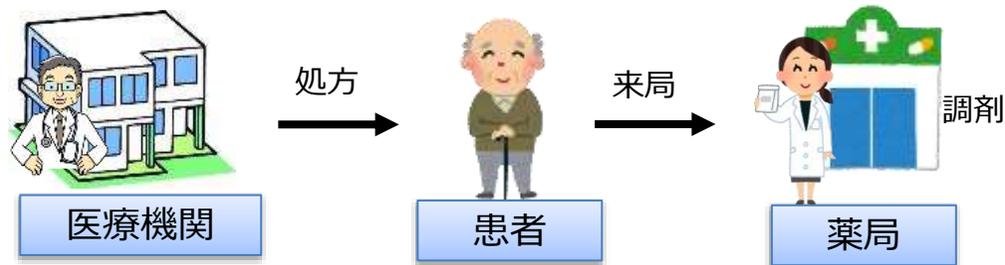
■薬局の体制に関する夜間・休日対応の要件

地域支援体制加算	地域連携薬局	健康サポート薬局
○調剤及び在宅業務に24時間対応できる体制（近隣の薬局との連携可） ○調基1以外：夜間・休日等の対応実績 400回以上	○開店時間外の相談応需体制の整備 ○休日及び夜間の調剤応需体制の整備（地域の輪番制も含む）	○開局時間外の患者からの相談に対応する体制（必要に応じた調剤を実施する体制を含む）

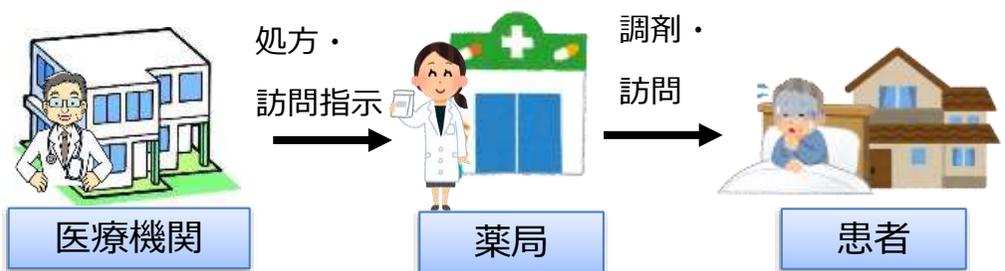
■かかりつけ薬剤師指導料の薬剤師に対する夜間・休日対応の要件

かかりつけ薬剤師指導料
患者から24時間相談に応じる体制をとり、開局時間外の連絡先を伝えるときに、勤務表を作成して患者に渡す。 この場合において、当該薬局のかかりつけ薬剤師以外の別の保険薬剤師が相談等に対応する場合は、その旨を患者にあらかじめ説明するとともに当該保険薬剤師の連絡先を患者に伝えることにより、当該薬局の別の薬剤師が対応しても差し支えない。

●地域の夜間・休日の診療にあわせて調剤応需



●在宅等で療養を受ける患者の急変時の対応



●かかりつけとしている患者への対応

